

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に加えることとする。(第四十一条の三関係)
- 二 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十四号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年十一月一日)から施行することとする。(附則関係)